

一般社団法人日本福祉のまちづくり学会

平成 23 年 4 月 1 日制 定

平成 26 年 6 月 28 日一部改正

令和 2 年 6 月 2 日一部改正

支 部 運 営 規 約

一般社団法人日本福祉のまちづくり学会（以下「学会」という。）の支部運営に関しては、一般社団法人日本福祉のまちづくり学会定款（以下「定款」という。）に定めるもののほか、この規約の定めるところによる。

（目的）

第 1 条 この規約は、本法人の定款第 39 条に基づき、本法人の各支部における運営に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（支部の事業）

第 2 条 支部は、その支部に所属する会員の相互協力によって、本会の目的達成のために必要な事業を行う。

（支部の名称及び支部の地域）

第 3 条 学会本部（以下「本部」という。）の下に理事会の議決を経た次の支部を置き、その支部の名称および地域は、次のとおりとする。

- (1) 北海道支部（北海道）
- (2) 東北支部（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）
- (3) 関東甲信越支部（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県）
- (4) 東海北陸支部（富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）

(5) 関西支部 (滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)

(6) 中国四国支部 (鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、
香川県、愛媛県、高知県)

(7) 九州沖縄支部 (福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、
鹿児島県、沖縄県)

(支部長および副支部長)

第4条 各支部に支部長並びに必要があれば副支部長若干名を置く。

支部が別に定めない限り、本法人の定款第14条2項2号に定める支部代議員を
支部長とする。

2 支部長は、支部を代表し、支部の運営を総括する。

3 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるとき、または、欠けたと
きは、支部長があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。

(支部規則)

第5条 各支部は、本法人の定款第38条に基づいて、各支部における事務局、
組織、運営に関する事項について、支部規則を定めることができる。

2 支部規則は、支部総会において出席者の3分の2以上の議決を経て、かつ、
理事会の承認を得なければ、定め、あるいは変更することはできない。

(支部総会)

第6条 支部は、年1回以上、支部総会を開催しなければならない。

2 支部総会の招集は、理事会又は支部長が行う。

3 支部総会の決議は、本規則で別に定めのある場合を除いて、出席した当該
支部の正会員の議決権の過半数をもって行う。

4 社会的な情勢等により必要な場合は、支部長の判断に基づき、支部会員に
予め定められたメーリングリスト宛の電子メールによって議決を行うことができる。
電子メールによる議決を行う場合、その議決方法は支部長が投票期間お

より議事を明示したうえで、電子メールによる投票開始宣言を行い、支部会員の投票で過半数の賛成をもって決する方法による。

(理事会に対する報告等)

第7条 支部は、毎会計年度終了後すみやかに当該年度の事業計画ならびに収支予算、前年度の事業ならびに収支決算の報告、財産目録を理事会へ提出しなければならない。

2 支部は、支部総会の議事録および議決事項を支部総会終了後、理事会に提出しなければならない。

(会費以外の費用徴収の禁止)

第8条 支部は、当該支部の会員に対して、本法人が定款第8条に基づいて行う経費の徴収とは別に本法人及び支部の事業活動に経常的に生じる経費に充てるための経費の負担を求めてはならない。

(会員個人情報の扱いについて)

第9条 学会員の個人情報は事務局での一括管理とするが、支部の活動の活性化の目的で、支部の当該エリアの会員名簿を支部長に開示するものとする。ただし、名簿管理者は支部長とし、支部が名簿（電子データ）を管理する場合は、ウイルス対策などしっかりと施されている専用PCを受け入れ先とし、環境を整えることを条件に開示するものである。

(規約の変更)

第10条 この規約の変更は、理事会において行う。

附則

- 1 本規約に基づく施行に関し必要な事項は、理事会の議決に基づいて別に「規則」を定めることができる。
- 2 本規約は、平成23年4月1日から施行する。

3 本規約は、平成26年6月28日から一部改定施行する。

4 本規約は、令和2年6月2日から一部改定施行する。